

2021年以降の専門医試験について（新制度）

2018年に日本専門医機構主導のもと、新しい専門医制度がスタートしました。その制度の中で新しい専門医（内科専門医）が2021年に誕生することになります。

そのため日本内科学会では、新しい内科専門医制度へ切り替えて制度移行することになります（現在は移行期です）。この制度移行に伴う資格の取り扱い（特に2021年以降の受験資格）を中心に概要をご案内いたします。

【2021年以降 専門医制度（新制度）の試験制度】

1. 内科専門医試験：新たに実施。詳細は下記参照。
2. 総合内科専門医試験：新しい受験資格にて実施。詳細は次頁参照。

※新制度下の試験出願にあたっての注意事項

セルフトレーニング問題の受講、且つ、正解率60%以上取得の実績が必要となります。

対象期間：受験する年度の直近5年分

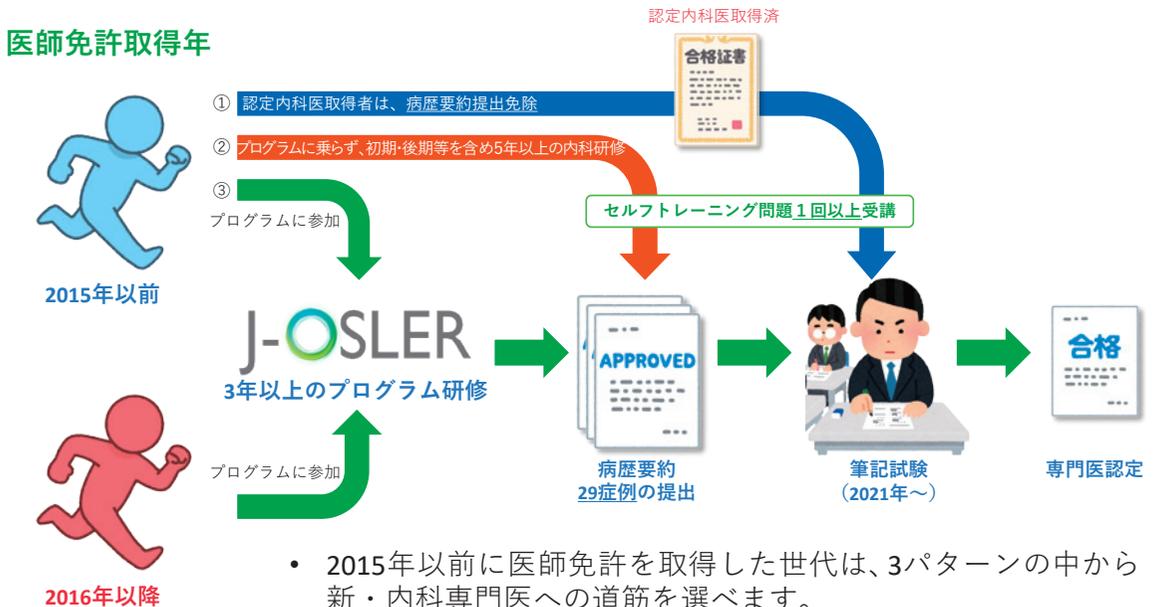
（例：2022年度に受験希望の場合→2017年，2018年，2019年，2020年，2021年）

対象期間内に求められる実績（回数）：

- ・内科専門医 試験→1回以上（但し、J-OSLER修了者には課されておられません）
- ・総合内科専門医 試験→2回以上

2021年以降は様々な世代の方が「内科専門医試験」と「総合内科専門医試験」を受験することになるため、制度移行上、以下のように受験資格を整理しています。

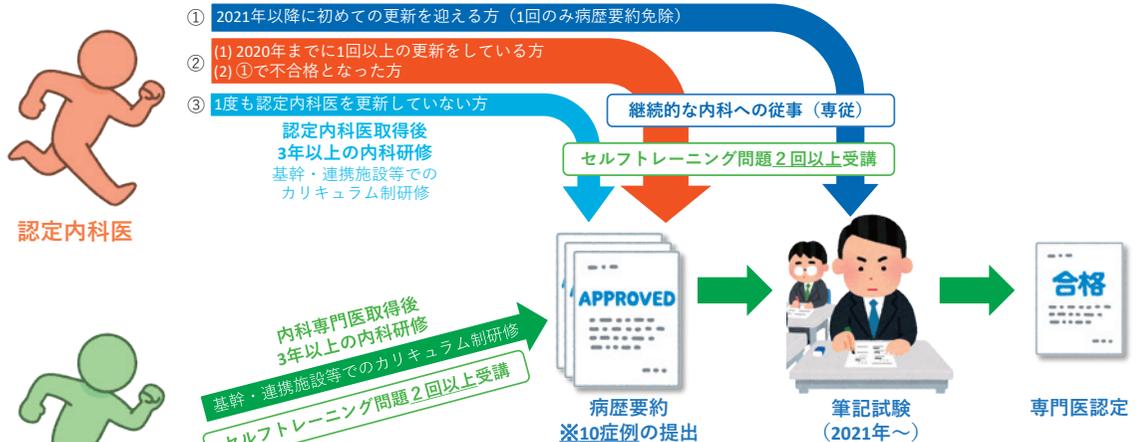
2021年以降『内科専門医試験』の受験資格



- ・ 2015年以前に医師免許を取得した世代は、3パターンの中から新・内科専門医への道筋を選べます。
- ・ ②の研修先は、研修プログラムの基幹施設、及び連携施設を指します。
- ・ 総合内科専門医を取得済みの方は受験の必要はございません。

2021年以降『総合内科専門医試験』の受験資格

基本領域資格



- 2021年以降に認定内科医を初めて更新される方には、病歴要約の提出が免除される措置試験が1回のみ受験できます（2026年までの措置。不合格の場合は②-(2)へ移行する）。
- 新・内科専門医と②・③の方は、研修プログラムに参加している基幹・連携・特別連携施設での3年間の内科研修が必要です。

2021年以降の総合内科専門医試験における病歴要約の提出10症例は以下の内容にて構成されます。

なお、剖検症例は必須といたしません。10症例のうち、外来症例3症例の提出を必須といたします。

- 下記 総合内科領域の11の категорияに該当する内容：5症例

※異なるカテゴリーから作成するのが望ましい。

<https://www.naika.or.jp/nintei/shinseido2018-2/curriculum2017/>

- 医療倫理に関する内容：患者の権利・患者医師関係
- 社会と医療の在り方：環境と健康，福祉と介護の制度，臨床研究と医療
- 医療における安全性の確保
- 診断学・症候学
- 終末期・死
- 地域医療
- 生活習慣病・予防医学
- 心理・社会的側面についての配慮（心身症等）
- 災害医療
- 高齢者
- 腫瘍

- 臓器別分野の症例（消化器～救急）：5症例

領域と疾患とが5症例でそれぞれ異なること。また、その症例に複数のアクティブプロブレムがある、あるいはプロブレムの上位2つ以上が共に重篤な疾患であること。

新制度におけるそれぞれの資格の在り方、より詳しい受験資格については改めて日本内科学会雑誌および内科学会ホームページを通してお知らせします。